

○津山工業高等専門学校学生寮宿日直規程

〔平成17年3月18日〕
規程第1号

(目的)

第1条 学生寮宿日直（以下「宿日直」という。）は、独立行政法人国立高等専門学校機構学生寮教員宿日直規則（平成16年4月1日制定）に定めるほか、この規程の定めるところによる。

(勤務体制)

第2条 宿日直は、校長が命ずるものとし、原則として、教員1名が輪番で宿日直勤務に従事するものとする。

(宿日直を行う日)

第3条 宿日直を行う日は、津山工業高等専門学校学則第5条第1項第4号から第7号までに規定する休業日を除く日とする。ただし、校長が認めた特別の場合は、この限りでない。

(宿日直の割振り)

第4条 宿日直の割振りは、原則として実施する月の前々月の末日までに各教員に通知するものとする。

(宿日直勤務日誌)

第5条 宿日直を行った教員は、学寮日誌を作成の上、寮務主事に提出するものとする。

2 学寮日誌の記入事項については、その秘密を保持しなければならない。

(事務)

第6条 宿日直に係る事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、宿日直の実施に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成17年3月18日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 この規程の施行に伴い、津山工業高等専門学校寄宿舎指導当直規程（平成4年5月1日制定）は、廃止する。

